

議事日程第1号

平成29年7月12日(水)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第63号から第81号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	杉本 一也
主査	吉田 平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
----	-------	-----	------

総務企画部長 船 木 道 晴
産業建設部長 藤 原 誠
総 務 課 長 目 黒 雪 子
農林水産課長 武 田 誠

市民福祉部長 柏 崎 潤 一
企画政策課長 八 端 隆 公
財 政 課 長 田 村 力
農委事務局長 (農林水産課長併任)

午前 11 時 40 分 開 会

○議長（三浦利通君） 皆さん、大変どうも御苦労さまです。

これより、平成 29 年 7 月臨時会を開会いたします。

○議長（三浦利通君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

8 番安田健次郎君、9 番進藤優子さんを指名いたします。

日程第 3 議案第 63 号から第 81 号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第 3、議案第 63 号から第 81 号までの農業委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 本日、平成 29 年 7 月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案は、議案第 63 号から第 81 号までの農業委員会委員の任命についてであります。提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、海上自衛隊舞鶴音楽隊コンサートについてであります。

6月18日に市民文化会館において、海上自衛隊舞鶴音楽隊によるコンサートが開催され、800人の方々が鑑賞いたしました。

次に、男鹿駅伝競走大会についてであります。

男鹿駅伝競走大会は今月1日に開催され、一般、大学、高校男子、高校女子の各部門で競技が行われました。

ことしはオープン参加も含めて113チーム、1千199人が参加いたしました。

大会の開催にあたり、ご協力を賜りました多くの方々にお礼を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

議案第63号から第81号までの農業委員会委員の任命についてであります。本19件は、本市農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、議案にお示している各氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番三浦一郎君の発言を許します。2番三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 私の方から、今回のですね農業委員の選出にあたりまして大いに問題があると思いますので、質疑に参加させていただきたいと思います。

まず1番目ですが、新しい仕組みの中での最初の委員の選出でありますけれども、議会の中に提案する予定の進行の中で、非常に悩んで熟慮をしたと、そういうふうな話を聞いておりますので、今回の委員の選出、19人選ぶにあたりましてですね、具体的にどの点を熟慮されて、今の議会に提出されたのか、その点まず一つお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、新しい仕組みの中で、市長からですね、応募者の中から任命すると、そういうふうに仕組みが変わりましたが、その中で、従来の選挙と違いました、議員の方とか、それから応募者以外にいろんな方から、この人をこういう形で推薦をしたいとか要望したいとか、そういうその具体的な内容の話があったのかどうか。聞き及んでおるところによりますと、推薦の中に決定権のある議員の皆さんが加わっていたり、それから、議員の方に何とかよろしく頼む、議員は任しておくと、

そんなニュアンスでお答えをしているというそういう話も伺っております。そういうことでは問題になるのではないのかなとは思いますが、それからですね、そういう議員及びその関係者の方から、直接、任命権者の市長の方にはそういうたぐいの話とか要望とかあったものでしょうか。その点、二つ目としてまずお伺いをしたいと思えます。

3点目は、今回初めての委員の任命にあたりまして、従来は各男鹿市地区ですと7町村、旧若美地区でいいますと、払戸、潟西の2村、この中からですね、おおむね最低でも地域代表の役割的なものもありますので、農地のことですから、少なくとも1名は選出されたと記憶しております。なぜ今回は、船越地区、旧船越町になりますね。そこからは男鹿の1次産業の大事な農業の面についての農業委員を任命できる形にならなかったのか、大いに疑問に思っておりますので、その点について伺いたいです。

四つ目としては、若美地区と男鹿地区、合併して新男鹿市になったんですが、合併の経過の中でいろんな調整がありまして、新任期以前の農業委員会の仕組みがつくられているわけでありまして、いろんな農地の面積、いろんな形、見ましてもですね、農地の性格や農家の人数、農業委員の役割というのは、やっぱり地域のですね、いろんな各農家の課題をまとめて反映させていくと、そういうふうなことで大事なんですけれども、従来は農地面積だけで配分するっていいですか、選出する基盤を、お互いに任命する方も、それから農家の方も、意見集約のためにはそういう点を気にされているわけなんです、明らかに現在までの仕組みの中では、地域の農地面積に合わないような実態での農業委員の配置がされてると。そして、残念ながら、7月20日から予定されている新しい委員のですね、農地面積あたりの人数配分を見ますと、非常にちぐはぐな点があるわけでありまして。ですから、こういう改善点もあるのに、今回、余りそういうものを考慮しないで任命者19人を決めようと、こういう形にされているわけでありまして、やっぱりもうちょっと農地面積だけじゃなくて、農地は物は言いません。これを耕している大中小の各農家、それから営農組織、その中での農地の集約とか地域営農の発展とかの相談となるわけでありまして、そういう農家数といいますか、経営体数といいますか、そういうものですね客観的な数も参考にしながら、新農業委員会制度の中にはとるべきものだなと、そうい

うふうに思っております。例えばですね、合併当初、農業面での重点的なところでありました若美には、農業振興局を置くとか、それから教育委員会もそちらの方に設置するとかされておりましたが、結局、組織的な実際の運営上、普通の形に組織が改善される形になってきているわけです。ですから、農業委員の役目もですね、従来とは違って、集約するための推薦委員的な要素も含めて農業委員を選定をするということで、男鹿市の方では決めているわけでありますから、そういう実態をですね、きちんと反映できるように、農地の面積とか農家数とかそういう数をですね、やっぱりこうポイント制にして、農家の方もそれ以外の一般市民も、農業は男鹿市にとって重要な産業でありますから、わかるような形で、客観できるようなことですね、地域の意見をまとめるっていうのがかなり大きい要素がありますので、そういうことを当然に改善をして臨むべきものではないのかなと。いわゆる合併してから、農業の任期は新しいのも前のも変わりないと思いますが、既に10年以上過ぎて、農業委員の任期も2回以上はもう繰り返されてるわけです。ですから時代の動きに合ったような形での改善をあわせていかないと、男鹿市の農業の発展については少し心配になるのではないのかなと。特に地域の意見をですね反映できないままでは、難しい農業のことについてはさらにまた難しくなっていくと。ですから、そういう客観的な要素での仕組みづくりを、それこそ市長も新しいわけですし、農業委員会制度も新しくなってこれからなんですが、スピード感を持って、時代の要請に合うような形で改善をしながら取り組んでいくと、そういうことが必要だと思いますし、その点についてですね、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 三浦議員の質問にお答えします。

議員が熱心に取り組んでおられることについては、非常にこう敬意を表します。暑い中を、自分の意見を多くの方に理解してもらおうと、そのビラを配ったりしてね、私も熟読させてもらいました。よく考えさせてもらいました。勉強になりました。

そういうことで、農業のやっぱり産業政策的な競争力の強化、そしてまた、地域政策としての、どうやって多面的な農業の機能を維持していくかと、農業委員っていうのは大事だということを改めて考えさせられました。

私への、市長への働きかけがなかったかと、2番目の質問については、私への働きかけはありません。

ほかの点については担当の課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 武田農業委員会事務局長

【農業委員会事務局長 武田誠君 登壇】

○農業委員会事務局長（武田誠君） ご質問のありました1点目と3点目と4点目について、お答えいたします。

委員任命選出の考え方についてでありますけれども、これまでもお話しておりますとおり、評価委員会で候補者の評価を行ったのち、結果を市長に報告、協議を重ねた上で、市長が19人の候補者を決定し、議会に同意をお願いするという方法で進めてまいったところであります。

それから、三つ目の市内各地域状況を反映できる公平な任命についてというご質問でありますけれども、当然私どもも、認定農業者要件とか女性農業者の誕生、それから中立委員の1人は確保すること、こういった大きな国の進める方向に向かって応募者を募ってきたところであります。結果として19人の定数に28人の応募がありましたので、最終的には、議員おっしゃるとおり各地域の状況を反映できる委員を選出したいと。そのためにも、これまで選挙区制度で培ってきた各地区の定数を、今回は踏襲したいと考えたものであります。

4点目の任命配置の考え方、基準の客観化についてでありますけれども、面積だけでなく、農家数、あらゆる現在の状況を考慮したポイント制を敷くなど、明確な選出方法といたしますか、そういった方法はどうかというお話だったかと思っておりますけれども、確かに基盤整備事業が進む中で農家数が少なく、小さい農家数が少なくなると、面積が集積されていることは事実でありますけれども、今私ども農業振興上一番心配しているのは、個人の農家の面積が、認定農業者と言われる方の面積が非常に大きくなっております。最近、農地の移動で相談を受ける例といたしましては、10ヘクタール規模まで規模拡大した農家が、病気等を理由に農地を手放したいという相談も現実には出ております。こういった農家の農地を新たに引き受けてもらうためには、やはりどんなに集積が進んで農家数が少ないところであっても、農業委員が担う役割というのは非常に大きいかと思っております。ですから、基盤整備が進んで農地集積が進んだからと

いって、一概に農業委員の数を減らしていくっていう方向は、今即座にはできかねないかなというふうに考えております。そういったことも含めまして、新制度へ移行する1回目は、やはりこれまで地域の面積等を考慮して選挙区を敷いて定数を設けてまいったその制度を踏襲したいという考え方で、今回進めたものであります。よろしくお願ひします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） それでは、答弁がありましたので理解できるところもありますが、まだですね疑問に思う点がありますので質問させていただきたいと思ひます。

農地の認定農業者の数とかは、かなりこう変わってきておりますが、いわゆる、簡単に言ひますと、集積になっている平場の地域っていいですか、そこは確かにそういう傾向になってると思ひますが、男鹿半島の中でもですね、平場だけじゃなくて地域の山々といひますか、中山間地といひますか、そこではですね、規模拡大とか認定農業者のそういう取り組みも非常にですね難しく、いわゆる中小の農家の営農がまだまだこう根強く残っているわけです。ですから、従来のもので、1、2、3区の割合っていいですかね、それを踏襲してってということのお話であったんですが、1、2区は旧男鹿地区、3区は旧若美地区、そういう形になっておりますけれども、男鹿地区は小面積の方々の農家の数多くてですね、それでも、農林水産課の資料なんかによりますと3千ヘクタール規模ぐらいなっているし、残りの3区の若美地区のところは二千二、三百なわけですね。山合いの規模の小さい農家の多いところには、当然に田んぼは物と言ひませんが、そこに住んでる、営農してる農家の方はどうしようかと、そういう悩んだりそういうことができます。ですから、簡単にいうとですね、そういう地域に農業委員っていうのは多く必要になると思ひます。人の意見を聞きながら、悩みながら営農をどういうふうにするか。それがですね、そういうところとそうでないところ、単純に言ひますと、今まで従来は団体のそれを除くと9対9と、そして新しい予定の形では、それらを踏まえておりますけれども、中立委員といわれる人を除きますと、まあそれも9対9と。効率よくやっててですね、農家の数がそんなに多くないのに9人。山合いのところは、小さい面積で課題も多いのに9人。こういうことではですね、地域の実情に合ったような農業経営の相談になる農業委員の配置としては、基本におかしいのではないのかなと。しかも合併して、農業委員は3年で

改選ですから、それを数回も繰り返していると。ただその人数だけは変わらないと。でもそれは最初から問題点としてわかっているはずです。それをですね、合併して10年も過ぎたようなその仕組みの配分のことを基本にして、これからまた考えるというんでは、もう時代から大分遅れます。昔は十年一昔と言いましたが、今は、かなり前から三年一昔です。いろんな比較によると、もっと短い年数で、かなりこう状況が変わっているわけですね。そういうのを全然反映してない。こういうことではですね、市長が言ってるスピード感があるような営農改善は図れますか。

それから、船越地区に農地が300ヘクタール以上あります。ここに農業委員を置かないで、いつもおっしゃってるオール男鹿のうちの農業面では船越外しですから、「オール男鹿」にならないわけですね。仮に「オール男鹿」であったとしても、今まで置いたのがゼロですよ。オール男鹿マイナスですね。限りなくプラスマイナスゼロってではありますが、これからきちんとやらなければならないのに、「オール男鹿」が最初からマイナスですよ。こういう実態をですね、どういうふうにかえたらそういう形になるんですか。これで農家の皆さんも大分疑問に思ってますし、農家以外のいろんな仕事、職業の方、ほかにもいっぱいいます。そういう方に、これどういうふうにして説明されるんですか。熟慮に熟慮、それからもう一回やって、熟慮3回もされたそうなんですけど、なぜそういうふうになるわけですかね。その熟慮に考えた経過とその考え方について、改めて伺います。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 三浦議員の質問にお答えします。

中山間地の営農が難しいと、そのことは私も少なからず承知をしております。これからどうやっていけばいいのか。特に農業のその効率化、多角化と言われておる中でも、中山間地どうするかと、そのことが非常にこう問題だと思います。何とか皆さんや農家の方々と議論をしながら、新しい農業の進め方を考えていきたいと。

今、道の駅男鹿、直販の農業のそのことも私は10年ぐらい遅れたんだと思ってるんです。素直な気持ちでね。どういうことかっていうと、自分でものをつくって自分で売って、顧客のニーズに応じていくと、そういう体制をつくっていくと、いろんな農業を展開していくっていうことだと思ってます、私は。だから、何とか議員の

言ってることはごもっともなことですけども、今すぐそのことを、私が市長で「オール男鹿」だからやらないとおかしいんじゃないかなと言われれば、その言葉ではそういうことですけども、やっぱりある程度時間をかけて皆さんと議論を進めていかないと、このことは落とし点がなかなか見えないと、そういうことだと思います。

○2番（三浦一郎君） 簡単ですよ。あったのがゼロになるんだ。マイナスになったんだよ。

○議長（三浦利通君） 三浦議員、静粛に。

○2番（三浦一郎君） その場合、プラスマイナスゼロではないですよ。

○議長（三浦利通君） 三浦議員、静粛に。

○市長（菅原広二君） そのことはマイナスではないと私は思ってます。プラスになるように何とか皆さんと議論を重ねていきたいと。

船越のことについて疑問があるようですけども、それは「オール男鹿」と、今この後、農業委員の選考にいろいろな皆さんのご意見を言いながら変えていくとすれば、もっと「オール男鹿」のことをなお一層進めなきゃだめな状況になると思います。その時点で、私は今の時点ではね、船越も脇本も同じ地域ですから、これは別にその船越を軽視したとかそういうことは私は考えておりません。

以上です。

○議長（三浦利通君） さらに。三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 全然説明になってないんじゃないですか。船越は1人しかいないのにそれをゼロにして、同じ若美地区の払戸村、旧地域では、市長が今任命しようとしているのは4人もいるんですよ。面積は750町歩ぐらい。確かに船越の倍ぐらいありますが。同じ比率で減らしてもですね、船越に2人とかっていうのは言いませんよ。けれども、そういう人数で農業委員がいて、冷やかしてもいいと思いますよ。払戸地区にいと農業委員が肩をぶつけてあって動いてますと、こういう表現する人もいますよ。こういう現実が、これで「オール男鹿」に農業版のところになりますか。そして、農家の人たちもですね、短い期間であったんですが、いろいろ聞いたら、船越ゼロはおかしいのではないですかと全員言いますよ。農業の面でもそうなのに、じゃあ、ほかの面足して、男鹿半島で「オール男鹿」っていうのはどういうことなんですか。私はその考え方のね、熟慮しているっていうのが何を熟慮をして、そう

というような表現になるのか。実におかしいと思います。ですから、率直に言ってですね、まあ後で討論の時間もありますから、まあ今日決まるっていうことになると思いますが、そうならなくてですね、これはやっぱりちょっとだれが見てもおかしいと、少し間を置いてですね、もっと決めないで、修正の努力をされた方がいいのではないのかなと率直に思います。これこのままほかの市町村とかに行きますと、あれ、男鹿市何やってるんですかと必ずなると思いますよ。しかも旧7カ町村のうち、1人もいないっていうのは、あったのをゼロにするんだから。これが普通なことなんですか。ですから、もっと熟慮して、できれば今日は決めないで、ようやく「オール男鹿」の最低限のことは何とかかなりそうだなと、そういうふうな形での議論をですね、気がついたときから始めるのが未来づくりですから、私が言わなかったって皆さんは気がついてると思いますよ。でも、こういう公の場でまたはっきり話してるわけですから、これをですね全然無視して進めていくってなれば、未来の男鹿の農業にとって大きな禍根になると思いますよ。そういうふうに思いませんか。まともにやってってもなかなか難しいのに、じゃあ、みんな一生懸命あちこち頑張らしましょうと、そういう雰囲気もつくりしないで。だから、見直しのですね時間的な猶予をつくって、もういっぺんですね、4回目の、4回目の熟慮をですね、する考えはどうなんでしょうかね。形だけ19日で期限が来るからと言うけれども、今日まだ12日ですからね。手続だって、議会運営委員会だって、いろいろ状況に合わせて最低限の法律のことを守りながら、簡単に言うと、もう一週間もあるんですから、3回も熟慮してもこういう変な結果なので、もういっぺん熟慮してですね、マイナスにならないぐらいのですね雰囲気づくりを考えていくのが、市長は1人しかいないんですよ、男鹿に。農業委員は19人も、今度またなりますが。だからそういう大事な席にある市長も少しですね考えて、明らかに市内でも市外でも、全国的にないんでしょう、多分こういう例は。それをこのままですね、かまわないで放置をして成り行きに任せると、こういうことでは最初からスタートラインからマイナスですから、プラマイゼロに戻すのにもしばらく時間かかる。またそれから大変だと思います。そこら辺どういうふうに考えてるんですか。そういうことについては熟慮をする値にならないわけですか。特別いいことやれって言ってるわけじゃないんですよ。マイナスになるのをとめていただきたいと。本当にささやかな常識的なことですよ。副市長の笠井さん、県の方からいらした

ようなんですが、県内にこういう自治体ありますか。今25市町村だけれども。男鹿市除けば24市町村ですよ。どこに行ったらって旧町村単位、市でもいいですよ、あるべき農業委員が1人もいないなんていうのは、地域農業のことが大事だって言ってる割には、どういうことなんですか。それでまともな市の行政の指導者として、どこに行っても話しても、行きますと、笑われて終わりでしょう。気がついてるのに直さないと、そう私は思いますので、市長としてもういっぺん、そこら辺のことね考え直していただけるように、私は市の将来を思って言いますけども、どういう感想をもって受けとめるのか。3回目ですから最後に、熟慮の程度をどのように考えてるのか聞いて、質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 三浦議員の熱い男鹿を思う気持ちには、非常にこう敬意を表します。私も実力不足でしょうけども、私は私なりに、いろんな評価委員の話を聞きながら、こういう結論に持ってきました。長期的、多面的、本質的な考えから、こういうのを決めさせてもらいました。私は、誤りは改めるにしかずと、その言葉が大好きであります。議員が言うように、誤ったと思ったらそれを変えていくのが、それはいつでも気がついた時点でそうやっていくべきだと思います。

○2番（三浦一郎君） それが今ですよ。

○市長（菅原広二君） 今、いろんな見方があると思います、多面的に考えていった場合。「オール男鹿」っていてもいろんな取り組み方があると思います。例えば市会議員の選出についてだって、地域代表で来るという人もいるでしょうし、「オール男鹿」の選択で皆様は通ってることもあるでしょうし、これから新しい農業を考えていくには、オール男鹿の体制も必要だと思ってます。だけれども、今までのこのことも維持しながら、新しいことを皆さんと議論していくと、そういうのが今の私のこの時点でのスタートの考え方です。

以上です。

○2番（三浦一郎君） あるのをゼロにするんだから、同じじゃないでしょう。

○議長（三浦利通君） 2番三浦一郎君の質疑を終結いたします。

○2番（三浦一郎君） はい、終わります。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑ございませんか。

吉田議員から質疑求められましたけれども、喫飯のため暫時休憩して、午後1時10分を再開のめどにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 0時19分 休 憩

午後 1時36分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番吉田清孝君の質疑を許します。10番吉田清孝君

○10番（吉田清孝君） お尋ねいたします。

市長は4月に就任してきて、この農業委員のことについては2月ころから応募だとかこうした中で、いわゆる名文ができ上がってて、その28人の中から19人を熟慮に熟慮を重ねて、結果提案しておると。私はこれは非常に難儀したろうと思っております。私はその2月だとかね、市長も県の農林水産委員長としてこの農業委員会法がいろんな抵抗を受けて法律を政府で変えた。先ほど課長の言うね、国の進める方向とは課長の答弁を聞いてると、国が法律を変えて農業委員会のあるべき姿をこういうふうにするべきだと。それとは全く旧態依然のいわゆるもうこの3年間こういう形でいきたいというのが示された中で、たまたま船越が欠員ということから発してこういうふうな議論になってると私は理解しておるんですけども、いわゆるその推薦とか応募だとか、この6月議会を通して疑問に感じたことは、たまたま政府の方で言う方向性、女性2人、青年婦人部1人、そして中立が1人以上、その他の人方については認定農業者が半数以上、たまたま応募したから、応募した中で女性が2人おったから2人。そして中立の人が1人。いや、国で示してる方向の青年は応募してなかったからこうだと。そうするとね、その出発点がこういうその応募。市長は28人を見たときに、各種団体を回ってお願いした結果、応募してきた人がこうだと。そして結果的に、こういうふうになる。私はね、何かそのことがね、このたびの部分で理解できないその方法っていうかね、何にも団体に対して推薦してほしいという文書も発していない。そして結果的に言うと、先ほど言ったように、3年間は今までと同じ考え方

で。じゃあ、何で国が示す方向、これで農業委員会変わるんですか。今までと同じように3年間、来年からは減反政策だとか国があれだけのね、さっき言ったように抵抗勢力あっても変えたんですよ。それをね示されたのがこうだと。そして、先ほど来、三浦議員も言ったような、19人で若美が、まあそれは優秀な人いるか、応募した人それだからといって10人になるんですかと。面積、人口、こうだというと、私はね、あなた方操作して応募させたんですかというふうになるんですよ、極端に言うと。そこの出発点で市長あれですか、もし市長現職のとき農業委員会の募集のあり方、推薦のあり方でいくと、こういうやり方してますか。3年後どうなります。やっぱり私は、各種団体の例えばJAに青年部1人推薦してほしい。そのほかに応募者いればこうだと。そうするといろんな意見を聞きながら、やっぱりこの人が適当だなと。今回だって28人全部評価的には聞くと、みんなまるまるですよ。それで市長のここに来たら、19人にするの大変であったと。我々は結果を見るとこの今、農業委員会法を変えて、国が農業委員会何とかさねばいけねえという、変わらなきゃいけないといった中での部分で、いや3年間、今までどおりでいきますと。こんなことでね、私は、はいそうですかっていかないのがこの議論だと思うんですよ。課長あれですか、今回のやり方で一点の曇りもなく、こういう方法で次もいきますか。そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

そして、農業委員会がね、いや私も本当、まあ予算委員会でも言ったけども、2年間やらせていただきましたよ。3条、4条、5条。今度どう変わるかね。この間は現地調査どうのこうのって言ってますよ。減反政策が来年からこう変わりますと。これから新しい中でどう変わるかね、具体的にね、お話していただきたいと思いますよ。まずこのあたりひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 武田農業委員会事務局長

【農業委員会事務局長 武田誠君 登壇】

○農業委員会事務局長（武田誠君） 国の制度が新制度へ変わるということから、昨年からのいろいろ準備を進めまして、定数の件に関しても議員の皆様から決めていただいた19人ということで、今回応募を進めさせていただきました。応募に際しましては、各種団体等にご案内を差し上げております。推薦及び、団体に対して推薦をしてもらいたいという依頼があった場合等には、取り計らいをして、多くの方から応募し

ていただくような、そういうお願いを文書をもって説明を、新しい制度ですので応募の仕方等の様式を準備しながら、土地改良区の連絡協議会であったり、農業共済組合の、広域農業共済組合であったり、J A秋田みなみ、あとは市内の法人、女性の応募も必要だということから直売所等へも、推薦の際の様式等そろえながら応募の取り計らいの依頼をしたところでもあります。結果といたしまして28人の応募があったということは、ご承知のとおりであります。

これによって、今後農業委員会の活動はというご質問は、これまでも何回かされておりますけども、当然、国が一番の目的としています農地等の利用最適化の推進、これが最重要目的であります。当然、今までも言われております農業経営の規模拡大、農地等の集団化、こういったことが最前線といえますか、一番大事なことはありませんけども、中山間等の今後増加傾向にある不作付地と言われる、いわゆる耕作放棄地化していくところの発生防止、あるいは解消、さらには農業への新規参入、こういった部分を農業委員が積極的に活動しながら進めていくという方向になっていきます。

今回、28人の応募があった方につきましては、書類で判断される農業委員としての意欲等々については、28人とも十分確認できたことから、何度もお話していますが評価委員会で、国が示す方向に基づいていろいろな案といえますか、パターンを市長の方に示して協議を重ね、市長が28人の中から19人を決定するという、この制度の選任、選出の方法にならった形で進めてきたところでもあります。

あと、地区の、若美の10人というお話もありましたけども、これも選挙区が1区、2区、3区というふうになっておりました。4人、5人、9人です。定数が19人でありますので、中立委員は直接的には農業に関係のない方を選ぶということですので、どの地区からこういった形で出てくるかわからない状況の中で、1人は必ずそういう人を選ぶ必要があることから、農業関係者だったり、各種団体の推薦等受けながら、農業のことに関係する方は18人選ばなければならないという状況の中では、これまで進めてきた選挙区の定数が総体で18人だったことから、これを踏襲するのが1回目の考え方としてはふさわしいのではないかというような考えで、若美9人、旧男鹿が9人、それでたまたま今回は中立委員として名乗りを上げた方が若美地区だったことから、若美が10人、旧男鹿が9人という形で19人を選任されるような形になっているものであります。

あと、今後の方向としましては、先ほど言いましたように農地等の利用最適化の推進へ向けて、農業委員の皆さんからきっちりとした新制度への対応といたしますか、そういう活動をしてもらえるようなそういう体制づくりが必要だと思いますので、当然、任命される19人の方には、まあこれまで農業委員会活動を続けてこられた方もいるとは思いますが、いま一度、新制度の内容等を周知しながら、鋭意活動を続けてもらえるように努力してまいりたいと思います。

○議長（三浦利通君） さらに。10番吉田清孝君

○10番（吉田清孝君） ずっとあれなんだけどもね、その答弁を聞いてて、私不思議なのがね、じゃあ団体への推薦、青年部ね、さっき言ったように青年層から1人ね、応募がたまたま、それしかいなかったからこう。いなければやらなかったの。入れなかったのというのが、青年部がいなかったから入れなかった、こうなんだ。そんなうまくできるもんですか。たまたまそれが応募。だから市として、この農業行政を進めるために、あなた方はその各種団体に応募の依頼はしに行ったでしょ。推薦依頼はしてるんですか。私は、例えばJAが非常にこれだったら、JAの青年部でね、やっぱり組織的に一生懸命頑張ってる人、推薦してくださいとね。推薦してください。女性でも、女性部ね、1人推薦してください。そのほかに応募がね、3人も4人もいたらこうだって。私はこの今回のことで不思議なのが、応募がいなかったからこうだ。前まで農業委員会、公務選挙法でやってた農業委員の選挙ですよ。そして、ここにね、非常に厳しい農業委員の選挙であがってきた人方。今回の制度改正で、何かそこにね、推薦とあなた方の中で、こう何ていうかね、公平でないね、前よりも悪くなったんでないのかなと、この選び方が。公平でない要素がね出てきてるので、各種団体に頭下げて応募させてください、何とかこうだという程度だったんじゃないですか。推薦依頼してますか、各種団体に。普通であれば、青年部、今言ったように確実に青年部1人ね、あれが1人、関係ない人1人ね、それから女性2人。だったら最低ね、私だったらJAの女性部1人推薦してください。あとは応募が今どれだけ来るかちょっとわからないので。ただ応募させるように、そしてその団体に行ってよ、応募してもらえるように話しただけなのか、どこまでどうだかって。たまたま2人来た。2人をそして農業委員にする。2人いったからいがあったなって。そうとしか私は聞こえてこないんですよ。こういうあり方が3年後もやるんですかというひとつ聞きまし

たよ。今のやり方で。たまたまそうなったからこうだ。たまたま中立が若美から1人あれだ。船越にね、この人、市長見て、いや、もしかするとね、市長は船越よりも脇本の人でひとつ難儀してもらってなったかもしれないですよ。いや、船越のほかいなかったからよ、だれもいなくなった。ここで、ここになしてない。いや、私は農業委員は、まあそれぞれ地区のこうだという中では重要だけでも、男鹿市の農業行政を全体目でね議論する立場の人がいてしかるべきだなというのが国の流れで、全く関係ない人も含めて、若い人も含めて、みんなで農業を何とかさねばいけねえということで新しく法律変わったと、私は変えたというふうに理解してるんだけど、何というかね、不思議だよ。前の農業委員会法の選挙の方が、よっぽどすっきりしてたんでないの。何かかね、ここでね偶然とはいえ、こうだこうだこうだあれだって。いや、県の話だって、もしかするとね、議員は倫理条例あってね、だめだ、こうだあれだとかって言うけどもね、言ってるけどもね、極めてこうだとかっていうね、さっき何だ、三浦議員言ったようなことが疑問に持たれるような、前の農業委員の選挙の方、よっぽどすっきりするすよ。あなた方がね、推薦依頼しましたか。推薦依頼。公募じゃないですよ。そして、さっきから言ってる広報にどのぐらい出して、農業委員会新しく変わってこうこうこうだあってって、広く広く、どんなあれですか、方法論で農業委員会を募集しましたか。

それから、28人の中で旧こうだあって、市長に対していろんな方法でこうだあって言ったときに、何通りぐれえ、3通り、何通りぐらいやったけどもこうだとかってね。何か定年制でも何かあったかどうか、あったもんだすか。考え方、農業委員のこれからの、少なくとも国から言われ、国から方向性の示されたね、若い人いなかったからね、こんなことが今日、今、私は進め方が非常に、そしてね、中立も応募がこうだあっていう、額面どおりにとれないからいろいろね、あなたは担当者であれば、もしかするとこうだあっていえば、船越、じゃあない、船越って言わねえ、どっか旧男鹿の人さ応募してくださいって、個人的にやれるんじゃないですか。やったんですか、個人的に。そういうこともしましたか。女性が今のところ1人いねえがら、もう1人何とかこうであれだ、あんた応募してけれとかって、そういう事実ありますか。やっと2人集まったんだすか。偶然集まったんだすか。もうちょっとね、こんなやり方でね、私方は、さっき言った、私はだよ、私は非常にね、見たものをこうやったときに

非常に、今までよりも選出方法がおかしいという感じるものなんですよ。今言ったようなことで偶然のことですか。

○議長（三浦利通君） 武田農業委員会事務局長

【農業委員会事務局長 武田誠君 登壇】

○農業委員会事務局長（武田誠君） 新制度における農業委員会委員候補者の募集につきましては、先ほどお話したとおり、直売所を含め13の組織に、会長名で依頼をしております。団体からの推薦をお願いしたいということと、団体へ個人的に推薦をお願いするようなケースがあったら相談に乗ってあげてくださいと。で、様式等を準備して、説明、新しい制度ですので説明しております。で、この件に関しましては、当然ホームページですべて周知して、広報でも周知しておりますし、1カ月間募集するわけですが、中間の報告もホームページ上でしております。最終結果についても、名前、年齢、推薦を受けた者については、だれが推薦したか、こういったものを含め、すべて公表しております。

結果としましては28人の応募がありましたが、個人3人の推薦を受けた形で応募された方が3人、法人・団体の推薦を受けた方が4人、自ら応募した方が21人でありました。この応募方法は、それぞれ様式が異なっていることから、それぞれの判断で様式を準備して応募してきたものと思っております。先ほど農協等のお話も出ていましたけども、農協では今回、理事会の方から推薦を受けた方が1人応募してまいりましたし、土地改良区から推薦を受けた方は2人、それから法人の推薦を受けた方が1人ということで、先ほどお話しました法人・団体の推薦を受けた方は4人の応募がありました。あと、個人3名の連名でもって推薦することも可能だという様式を使って応募した方は3人おりました。これは、必ずしも私どもの方で説明にあがった依頼でもって応募したかということとは不明ですが、いずれ制度の周知を図った結果、それぞれ3人で推薦すれば応募することができるんだなというような判断をされて3人の方も応募してきているわけですし、1人でも手を挙げれば応募できるんだという判断した方が21人いたということですので、私個人的には、まあ農業会議等で制度の研修や応募方法等について説明会を聞いた限りでは、応募者が中間報告等で少なかった場合は、営業努力でもって応募者を探せというところまで指導を受けていたので、中間報告、最終報告等を見極めながら、当然、事務局として動くことは必要

だと、応募依頼に歩くことも必要だと考えておりましたけども、先ほど言いましたとおり19人の定数に対して28人の応募があったことから、募集期間終了後にあえて誰々さんに応募を依頼したと、そういうことはありませんでした。19人の定数に対して28人の応募があったことから、逆に、その選出といいますか、選任の方に力を注ぐべきだと考えて、募集期間を延期して28人以上応募するようなそういうことは今回はしておりませんでした。

○議長（三浦利通君） さらに。10番吉田清孝君

○10番（吉田清孝君） 今の説明を聞くと、じゃあ、まあまあ3年後でもいい。この方法がよかったと。私が、私ってことは、議員として、まあ28人いた。たまたまこうだ。19人に絞る。全部見たら、みんなこういうふうに資格要件がこうだと。それで市長に対して提案して結果的に9人の方がね、いわゆる落選というか落とされた。そのときに、きちっと我々さ、こう資格要件でね、選択の中でね、全部見れば皆さん、あなた方からいけばそれは二重丸だすべ。19人きて、28人がこうだあれだ。そのうちに、9人何で落とされたのかなっていった、これもまた明らかにしなきゃいけないですよ。こういうことで、地域性なのか、それからこうだ。だから非常に権限のある選考委員会、これが極めて重要だすよね。まあ最終的な市長の責任で、このうちこうなって、まあ非常にアンバランスね。何で旧男鹿、私の偏見なのか知らんけども、人口だとか何かからいけば最低限10対9なっても、旧男鹿のよ、こうだってば10対9、さっき言ったように払戸だか地区に4人いるのに、船越1人もいない。こうだあれだっていうことだとするとね、これ非常にね、さっき言ったとおり農業委員、それまではね公職選挙法でやった、選挙やってきた立派にこうだ。それが今度市長の任命でこうだってなると、非常にシビアなね、大変な役をね、課長方が選考委員会なってるわけだすよね。それに対して我々にきちっと説明、説明する責任もあるすよね。そういうこの6月定例会を通して、今日でも非常にあの、そのまあ地域的っていうのは、私はですよ、旧男鹿と旧若美とのアンバランスだなとね。もうちょっと今、中山間、もう完璧にあと区画整備事業終わったとこだば、ひとつのね選択基準なり、それからこうだといったものの、いろんない、そしていわゆる、さっきからくどい選挙で選ばれてきたその制度の中での今度市長が任命するというひとつの大きな枠組みを、公平にね、だったら極端に言えば、さっき言ったとおり船越に1人

いて、この人だば何とでもこうだっていって二重丸。1人しかいねえば2人でも3人でもいねえがとかや、なるはずだすよ。偶然2人しか。本当にそのことがね、自然とでき上がったとだば思われねえ、極端に言う。みんなこういろいろ応募も声かけねがったとか、こうだとかってなっているけども、まあ、この今回の方法で次回もいくもんだすか、課長。何も大したいい方法で、議会がこんなに、何ももめないというかね、こういうふうなこと我々もね説明責任があるんですよ。今回の方法論で、市長来て見てよ、さっきから2月に向けた、ホームページって言ったけど、私申しわけないけども、農家の方々、ホームページどうだや、私いまだに恥ずかしいけどもね、ホームページもね開設してないもんだからね、あれだけれども。広報さ何回お願いしてこうだとかって、そこ。いや、偶然それしか出てこなかったっていう、結果的にこうだっていう中で、このやり方で、まあ今回どうも通るようだけども、次回もこの方法論でいくもんだすか。市長、何たもんだすか。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ご指摘は謙虚に受けとめていきたいと思えます。ある首長さんから聞いたことがありますけども、農業委員がいなくて困ってると、そういう話を聞きました。男鹿は19人に対して28人来てくれたっていうのは、それ意欲ある人が多いということで、非常にうれしい悲鳴だっていうか、意識が高いんだなということを感じてます。だけども、確かに議員のご指摘のとおり、ベストなメンバーかということ、それはやっぱりいろんなことがあると思えます。だから私は、先ほどから、後退じゃないかとか、オール男鹿でないだろうと、そう言われてますけども、私は開かれて公平にやってきてるつもりです。だけども、議員の指摘も謙虚に受けとめて、次までにいろんなことを変えていくと。法的にどこまで変えられるのかわからないですけども、やっぱり私はこれだけ議論があるんだったら、議員の皆様からもね選考委員に入ってもらってやるができないものかどうか、そういうことを検討したりですね、法的にはわからないですよ、どうなのか。わからないですけども、そして、全員を面接するぐらいの気持ちでないと、これは全会一致では決まらないと、そういうことを非常にこう強く感じてます。私の気持ちも受け取ってもらいたい。全員で面接して、あなた方からも選考委員になってもらって、そしてみんなで点数をつけて、それ

でやっていくと、それぐらいの気持ちを持ってやるぐらいでないと不満が残るのかなと、そういうことを思ったりしてます。必ず変えていきますから、何とかその3年後を見通して、今からでも新しいその委員が選ばれたら、そこから変えていくんだと、いろんな仕組みを、気持ちを変えていくんだと、そういう気持ちで取り組んでいきたいと思ってます。よろしくをお願いします。

○10番（吉田清孝君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 10番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。13番畠山富勝君

○13番（畠山富勝君） ただいままでの質疑を聞いて、ちょっと私なりに気になったところがありますので、確認的な部分もあろうかと思えますけども。

まず、もちろんベストメンバーかと、云々とかって今市長さんがおっしゃいましたけども、私自身はこの今提案された方々については何もそんなに異論というか、基本的にはないわけなんですけれども、ただ、先ほど課長がこの後、現地調査とか、あるいは耕作放棄地を解消とか云々と、おっしゃっておいりましたけども、この日本の農業というのは言うまでもなく、拡大して申し上げれば源頼朝が平家を破ったときから農地を与えて、今日まで来て、まあそれはそれとしてもいいんだけども、戦中戦後、特に国の政策背景の中で日本の農業というのは翻弄されてきたわけですよ。特にここ40年、50年ぐらい前からは、米がだんだんだんだん飽食の時代に入ってきて、米が余ってくるような状況の中で、その前は戦後間もなく私方小さいころは、早場米奨励金といって、国の米がないもんだからとにかく早く出してけれと、それに対して奨励金を与えた。それからだんだん米が余るようになってきたら、今度は遅場米奨励金。それでもなおかつ余る関係で、倉庫、そして低温倉庫。そういう中で減反政策が強いられてきたわけですよ。その減反が、今日減反政策をずっと40年も50年もやってきて、そして大きな農業の転換の中で、国が法律を変えて農業委員、いわゆる国勢選挙であったものをこのような形で変わっていく中にですね、まだ日本の国というのは、中山間よりもまだ厳しい山間部の農地というのはかなり、中山間が約7割、そのうちのまた山間部ってかなり占めているような現状の中でですね、今、耕作放棄地でなくて、もうあと何ともかんともならないようなその農地というのは、男鹿市でもいわゆる平場でなくて、この旧男鹿市の方にかなりの面積を占めているわけで

すけどもね、これらを今後荒れ地になりつつあるので、それでも農地として地目変更してないと、それなりの微々たるものでも固定資産税っていうのは評価されてきたわけですけども、ですから、もう雑種地にしてもらいたいと、このようなことを農業委員会でも農業委員でも、あるいは地域の農協にでも申し述べてきますと、いやいや、国からの減反面積が与えられてるので、地目変更されれば困ると。平場の農地が減反していかなければならないとかということ、まあ荒れ地と認めつつも、農地の地目変更はしてこなかったところが旧男鹿市ではかなりあるわけですよ。これらを今度、荒廢地をね、耕作地を不耕作、いわゆるその耕作放棄地を解消するなんて、今後これらの問題を解決するとなれば、私は、船越とか若美そういうのでなくて、全体の農業委員に係るウエイトはかなり占めてくるわけですよ。今までは、例えば知事の許可でなければできなかった農地の転用、そういうものでも、ある一定の規模の面積であれば、農作業小屋でもそれは非課税対象になってみたり、あるいは農業委員会にかけなくてもいいって、今度それらが今度、今までどうなるのかと。地目変更して雑種地にすると、当然、自主財源っていうのは落ちてくる。かといって荒廢地になってもう手のつけられない部分をどうするかって、これは地域でなければわからない農業委員の大きなやっぱり使命だと私は思うんですよ。ですから私はその旧1区、2区、3分で分けられた人数でなくて、そういうのを考えながら、このたびこの大きな転換期中でいかなければならなかったのじゃないかなと思ってるんですけども、これらについての考え方というのは、まあもちろんこれは応募が2月の末であったから、もう現市長については余りその中身についてはわからない。しかし行政の継続性という中で市長が提案してくるわけなんですけれども、これらについての考え方というのはどうであったのかなとなれば、農業委員会の局長がどういうふうな論議なされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 武田農業委員会事務局長

【農業委員会事務局長 武田誠君 登壇】

○農業委員会事務局長（武田誠君） 中山間、山間の実情につきましては、畠山議員が一番ご承知のことと思いますし、私も生産調整を担当していたときは現地調査等で随分山間部にも入った経験からしますと、1年と言わず、大分こう状況が変わってきていることは実感しております。しかしながら、今おっしゃいましたとおり、生産調整

の担当者であるがゆえに、そこを実績にしたいという、国の制度に従うからにはですね、まあそういった方法もとってきたことは事実であります。そうしないと、現在、主食の米をつけている部分で新たな転作実績を出さなければならないというそういう窮地に追い込まれているような実情もありましたので、地目が水田であって若干草があっても、転作の実績になるようであればということで水田扱いをしているのが、今の生産調整制度上での水田の利用方法ではないかという気がしております。ただ、生産調整の配分方法が変わるとは言いながらも、主食の作付面積が制限される以上、これからも転作は続けていかなければならないこととなります。ただ、中山間、山間地の現状を見る限り、このままで水田扱いをしたままでいいのかという問題は、議員おっしゃるとおり昨年、一昨年来あたりから、この転作の配分方法が変わる時期に合わせて全国的に話し合っているんですか、話題になっているところでもあります。今後、農地の是正っていいですか、そういったことにも反映されるようなことになれば、当然その地目変更して水田扱いをしてもらいたくないというような話も出てくるかと思えます。こういったところは、農業委員の現地活動の中で、農地でなくする扱い方といいますか、ちょっと表現が悪いんですけども、そういったことが求められてくるし、県内でも、まあ詳細はわかってないんですけども、ほかの市町村では、実績、いわゆる非農地にする実績面積を出している市町村もあると聞いています。私どももいたしましても、新しい農業委員の活動の中で、本当にそういった実績扱いをする現場があるとすれば、そういう対応も今後していきながら、守るべき農地を見極めて農業振興を図っていく必要があると考えているところであります。

○議長（三浦利通君） 再質疑。13番畠山富勝君

○13番（畠山富勝君） 今申し上げましたように、1年と言わずと。こういう状況が変わっていく中で、3年後をきちっとっていったって、行って来て戻ってきってしまうような状態だと私は思いますよ。そして今、私はそういう現場が当然、旧男鹿市では多いってことは十分熟知していたと思うんですよ。ですから私は、何回も言うとおりにね、この人悪いんでなくて、今大きな転換期、曲がり角の中で出発が大事なわけですよ。ですから、私は今ね、ちょっと一つだけ、じゃあ確認させていただきたいんですけども、いわゆる合併したときにはブロック制を設けたわけですよ。1区、2区、3区ね。1区は北浦、男鹿中、船川ですか。2区はあと。そして3区は旧若美

と。そういう中のブロック制の中で、今このたびも、そのブロックというものを見据えた形での機会均等、平等というような、ですからこういうふうな人選になったと私は思います。そうでなくて、やっぱり今のような、私が言ったような論をするには、そういうのでなくて、やっぱりこのブロック制を排除する考えはないのか。そのところをですね、まあいわゆる当時は妥協の産物でもあろうし、もちろん当然合併のときは食のゾーン、そして観光のゾーン、商工ゾーンって網掛けの中で、これらの制度ができたわけですけれども、もうそろそろそういうのでなくて、大きな転換期の中にはやっぱりそのブロック制というものをいつまでも引きずっていくのか、また違った方法を考えているのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

畠山議員から、中山間地よりもまだ厳しい山間地の話を聞いて、正直なところ、私はその荒れ地の地目変更のことが、そういう認識も極めてないんです。大して勉強になりました。

先ほども申したとおり、これが完全なものではないと思ってます。今の進め方がね。だから、それを何とか、3年間っていわないで常に改善していくと。みんなかな意見を聞きながら改善していくと、その気持ちでありますから、どうかよろしくご指導ください。

以上です。

○議長（三浦利通君） 13番畠山富勝君

○13番（畠山富勝君） ただいまのお話を期待してるところでございます。ちなみに議員からの意見を聞くなんて、それはとんでもない話であってね、今まで議員から選出されてきた経緯もあるんですけども、そういうのでなくて、やっぱりもうちょっと、だれが見ても平等性に基づいた論がなされているなという説得力があるようなそういうことであればいいのであって、議員からなんていうのはこれはまあ、それだけはまた私は非常にうまくないことだと思ってる。

終わります。

○議長（三浦利通君） 13番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本19件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって本19件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

はじめに、議案第63号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。武田一雄氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第63号は、同意することに決しました。

次に、議案第64号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。三浦富美男氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第64号は、同意することに決しました。

次に、議案第65号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。加藤和洋氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第65号は、同意すること

に決しました。

次に、議案第66号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。加藤與志元氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第66号は、同意することに決しました。

議案第67号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。登藤輝雄氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第67号は、同意することに決しました。

次に、議案第68号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。伊藤淑榮氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第68号は、同意することに決しました。

次に、議案第69号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。鈴木和俊氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第69号は、同意することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。佐藤景康氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第70号は、同意すること

に決しました。

次に、議案第71号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。榊田勇雄氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第71号は、同意することに決しました。

次に、議案第72号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。戸部秀悦氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第72号は、同意することに決しました。

次に、議案第73号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。三浦栄子氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第73号は、同意することに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。佐藤正樹氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第74号は、同意することに決しました。

次に、議案第75号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。鈴木孫城氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第75号は、同意することに決しました。

次に、議案第76号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。目黒千衣子氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第76号は、同意することに決しました。

次に、議案第77号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。鈴木豊則氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第77号は、同意することに決しました。

次に、議案第78号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。蓬田富美雄氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第78号は、同意することに決しました。

次に、議案第79号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。吉田陽一氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第79号は、同意することに決しました。

次に、議案第80号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。佐藤広秀氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第80号は、同意することに決しました。

次に、議案第81号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。伊藤世智男氏の農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第81号は、同意することに決しました。

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて7月臨時会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後 2時31分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 安 田 健 次 郎

議 員 進 藤 優 子